シナネン健康保険組合

記入例

受付年月日		年	月	日
何 年 月 日		年	月	日
決裁年月日		年	月	日
支 給 額				円
	自	年	月	日
支 給 期 間	至	年	月	日
				日間

支 糸	合支 払 決 請	養書	
常務理事	事務長	担当	者
資格取得	年	月	日
資格喪失	年	月	日
支払年月日	年	月	日

被保険者 海外療養費支給申請書

(答 1 同日)

							(第	1 😐]目)
被保険者証の	9	9 9 9	被保険者が勤	名 称			ールディン (999 局	ングス株式:) 9999	会社 番
記号·番号	第 9	9 9 9 号	 3 9 号 た)事業所の	所在地	₹108	8-6306	東京都港	メ三田三丁 E ビル西館6階	
傷病名	風邪					又は負 年月日	令和	○○年○○	月 △△日
発病 又は負傷の原因		細菌性の感染							
傷病の経過		良好							
診療又は手当を			カル・クリニック	所在地	TO	Ŧ0000			
受けた医療機関 の名称・所在地	氏名	氏名 ノア・〇〇〇			ワシントン州○○市△△通り1234番地○○号				
・医師の氏名及 び国名	国名	ア	メリカ	話番号					
診療又は手当の内容	診療	このろう 変わり	元七 1 てもらら	入 院	期間	自 引	左	F 月	目
	診察のうえ、薬を処方してもらう		7 90	<i>7</i> 91 [⊧	至	左	F 月	F	
診療又は手当	自 令和○○年○○月○○日			□		は手当に	250		
を受けた期間	至 令和○○年○○月○○日			O	日間 要した費用の額 通貨単位(ドル)	
療養の給付又は特 定療養費もしくは	※治療を	目的に渡航された	場合は、支給対象外で	す。			1		
家族療養費の支給				<u>6</u>					
を受けることができなかった理由				渡 航	期間	<u>自</u> 至	年 月 年 月	<u></u> 目	
第三者の行為によ	その事実			加害者 の氏名					
る負傷であるとき	と届けの有類			加害者の住所	Ŧ				
被扶養者に関する申請のとき	氏名	名 品)	川 花子	生年月日	昭令	〇〇年	:○○月○○Ⅰ	被保険者との続柄	妻
振込希望の銀行 又は郵便局名		銀行					号)		郵便局
上記のとおり申請します。									
令和○○年 ○月 ○○日									
住所 〒○○○-△△△ 神奈川県横浜市○○区○-○-○ 被保険者の									
氏名品川 二郎									
シナネン健康保険組合理事長 殿									

	私は	事業主担当責任和	針の氏名	を代理人と定め、次の権限を委任する	0
	令和(〇〇年 〇〇月	○○日請求した	被保険者療養費のうち	
委	金	円也の受領	頁に関すること。		
任		年 月	日		
124		住 所 被保険者の	〒○○○-△△△	△ 神奈川県横浜市○○区○-○-○	
状		氏 名	品川 二郎		
		住 所 代 理 人 の		京都港区三田三丁目5番27号住友不動産三田ツィ	インビル西館6階
		氏星八份氏名	事業主担当責任	任者の氏名	
4	L希望の銀行 は郵 便 局 名	銀行	支店 (普	·通第 号)·	郵便局
			· ·		

 金
 円也 但し

 うえの金額を領収いたしました。

 年
 月

 日
 シナネン健康保険組合理事長 殿

 書
 住所 〒

 受領者
 氏名

■提出ルート:申請者→事業主(担当人事)→シナネン健保

海外療養費申請の際のご注意

注意事項

- ① 傷病が第三者の行為によるものであるときは、別に「第三者行為による傷病届」が必要になります。
- ② 海外での治療内容や医療費は国によって異なります。<u>海外療養費の給付額は、診療内容明細書に基づき、国内で保険診療を受けた場合に準じて算定されます。</u>一般的に海外の医療費は、日本国内の医療費より相当高額になるケースが多いため、実際の給付額は海外で負担した額の1割程度かまたはそれ以下になる場合もあります。
- ③ 「治療を目的」として海外へ渡航し治療を受けた場合は、支給対象外となります。
- ④ 日本国内で保険適用となっていない療養(治)は、支給対象外となります。

提出書類

添付書類
「海外療養費支給申請書」
「診療内容明細書」(様式A)と翻訳文
「領収明細書」(様式B)と翻訳文
領収証原本 (海外の医療機関で医療費の支払いをした際のもの)
パスポートもしくは航空券の写し(氏名及び海外に渡航した事実が確認できる書類
「調査に関わる同意書」(海外の医療機関に対して保険者が照会を行うことに関する同意書)